

水田等有効活用促進対策事業業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、水田等有効活用促進対策事業交付金（以下「交付金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な資金（以下「資金」という。）を安全に管理しつつ、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の2の(1)に定める地域水田農業推進協議会）及び実施要綱第2の2の承認を受けた協議会（以下「地域協議会等」という。）に対する水田等有効活用促進対策事業（以下「促進対策事業」という。）に係る助成金の交付その他の業務を公正に、適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、生産拡大対策事業を行う都道府県内の地域水田協議会等に対し、生産拡大対策事業にかかる助成金を交付するものとする。

第2章 生産拡大対策事業の実施

(都道府県作付拡大推進方針)

第3条 県協議会長は、実施要領第5の1に定めるところにより都道府県作付拡大推進方針を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会等の長（地域協議会等の長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に別紙様式第1号により通知するものとする。

(都道府県作付拡大計画書)

第4条 県協議会長は、実施要領第5の2に定めるところにより都道府県作付拡大計画書を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会等の長（地域協議会等の長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に別紙様式第1号により通知するものとする。

（地域作付拡大計画書）

第5条 地域協議会等の長は、生産拡大対策事業を実施しようとする場合には、実施要領参考様式第5号により地域作付拡大計画書を作成し、7月15日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 2 県協議会長は、前項の地域作付拡大計画書の提出を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第4条の都道府県作付拡大計画書に照らして適当である場合は、これを承認するものとする。
- 3 地域作付拡大計画について県協議会長の承認を得た地域協議会等の長は、速やかに生産拡大対策事業の助成の対象となり得る者に地域作付拡大計画の内容を周知するものとする。

（作付拡大営農計画書）

第6条 地域協議会等の長は、実施要領参考様式第6号を参考に作付拡大営農計画書の様式を作成し、生産拡大対策事業の助成の対象となり得る者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会等から当該交付金を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

- 2 地域協議会等の長は、前項の作付拡大営農計画書の提出を受けるに当たっては、作付拡大営農計画書の提出者に対して、前項の交付金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会等の長は、地域協議会等の区域を越えて耕作している者から作付拡大営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会等と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該作付拡大営農計画書に記載された取組の全部又は一部を助成対象から外した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を別紙様式第2号により通知するものとする。
- 4 地域協議会等の長は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その者に通知が到達した日から地域協議会等の長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けるものとする。
- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会等の長は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合については、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会等の長は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

（促進対策事業に係る交付金の申請・請求及び支払）

第7条 地域協議会等の長は、第4条の都道府県作付拡大計画に示された配分額の範囲内で、促進対策事業の実施に必要な経費を2月15日までに別紙様式第3号により県協議会長に請求するものとする。

2 前項の請求については、地域協議会等は、第5条に基づき提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組が実施要綱及び実施要領に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、助成金額を取りまとめて行うものとする。

3 県協議会は、地域協議会等から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、第11条第1項の勘定の資金から速やかに助成金を地域協議会等に交付するとともに、県協議会長は、地域協議会等の長に当該交付額を別紙様式第4号により通知するものとする。

（促進対策事業に係る助成金の支払）

第8条 地域協議会等は、第6条に基づき提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組が実施要綱及び実施要領に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、作付拡大営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす作付拡大営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会等の長は、当該作付拡大営農計画書の提出者に交付額を別紙様式第5号により通知するものとする。

2 前項の場合において、県協議会から第7条第3項により交付された促進対策事業に係る助成金があるときは、地域協議会等は、当該助成金が交付されてから遅滞なく作付拡大営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。

3 第1項の助成額の計算に当たっては、地域協議会等は、助成要件等の確認の結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。

4 地域協議会等の長は、第1項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった作付拡大営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に交付金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

（交付金の返納）

第9条 促進対策事業に係る交付金の交付を受けた地域協議会等は、促進対策事業に係る交付金の交付を受けた者が、地域協議会等から交付金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る交付金を速やかに返納させなければならない。

2 前項の返納があった場合には、促進対策事業に係る交付金の全部又は一部を県協議会に返納しなければならない。

3 県協議会長は、地域協議会等が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、

促進対策事業に係る交付金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会等の長に送付しなければならない。

- 4 前項の交付金の返納を求められた地域協議会等は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会等の長は、県協議会長に対し、期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会等の長は、期日までに返納できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。
- 5 県協議会長は、前項の期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を地域協議会等の長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を地域協議会等の長に通知するものとする。
- 6 県協議会長は、地域協議会等が第2項の返納を相当の期間行わない場合又は第4項の返納の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第3項の期日に第4項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会等の長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会等への生産拡大対策事業に係る交付金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、東海農政局長から当翌年度以降の当該地域協議会等への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

（事業の中止又は廃止）

第10条 地域協議会等の長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会等の長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第3章 資金の管理

（資金の管理）

第11条 県協議会は、国からの促進対策事業により造成した資金に、実施要領第6の2に規定する勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

- 2 県協議会は、促進対策事業に係る交付金の交付は、前項の勘定から行われなければならない。なお、牛肉等関税財源水田等有効活用促進対策事業勘定からは、

飼料作物に対する取組に限って交付できるものとする。また、これらの勘定の資金を当該交付金の交付以外の用途に使用してはならない。

- 3 県協議会は、促進対策事業について、地域協議会等ごとに収支を明確にしておかなければならない。
- 4 県協議会は、第1項の資金を愛知県信用農業協同組合連合会当座預金により管理する。
- 5 県協議会は、前項の管理により生じる果実については、特に必要なものとして農林水産省生産局長が承認した場合に限り、県協議会が実施要綱第3の2に基づき行う促進対策事業の推進に必要な経費に充てることができる。
- 7 県協議会は、水田等有効活用促進対策事業勘定及び牛肉等関税財源水田等有効活用促進対策事業勘定の資金に余剰が生じた場合には、これを勘定ごとに翌年度に繰り越すものとする。
- 8 県協議会長は、促進対策事業を終了した場合において、水田等有効活用促進対策事業勘定及び牛肉等関税財源水田等有効活用促進対策事業勘定の資金になお残余があるときは、その手続き等について東海農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

（実施状況報告）

第12条 地域協議会等の長は、毎年度、実施要領別紙様式第6号を参考に生産拡大対策事業の実施状況報告書を作成し、3月31日までに県協議会長に報告するものとする。

第5章 雑 則

（事業期間）

第13条 本対策の事業期間は、実施要綱施行日から平成24年3月31日までとする。ただし、実施要綱別表助成内容欄の「作付拡大に伴う固定払相当への助成」及び「生産実績に応じた加算助成」については、25年度において助成金の交付を行うことができるものとする。

（帳簿の備付け等）

第14条 地域協議会等及びその会員は、促進対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 県協議会長は、必要に応じて、地域協議会等に対し、交付金に係る経理内容を調査し、県協議会への交付金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

第15条 本業務方法書に定めるもののほか、促進対策事業に係る業務の方法につい

ての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿
(会長が定まっていない場合には、市町村長又は)

住 所
愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 【印】

平成 年度愛知県作付拡大推進方針（又は愛知県作付拡大計画書）について

平成 年度愛知県作付拡大推進方針（又は愛知県作付拡大計画書）を策定したので、
水田等有効活用促進対策事業業務方法書第3条（又は第4条）の規定に基づき通知する。

（注） 東海農政局長に提出した愛知県作付拡大推進方針（又は愛知県作付拡大計画書）
を添付すること。

番 号
年 月 日

殿

住 所
地域水田農業推進協議会
会長 【印】

水田等有効活用促進対策事業作付拡大営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成 年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、水田等有効活用促進対策事業業務方法書第6条第3項の規定に基づき通知する。

なお、水田等有効活用促進対策事業業務方法書第6条第4項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接（事務所の所在地）に出頭の上、申し立てられたい。

記

- 1 決定の内容
の除外
××の除外
- 2 理由

により助成要件の確認を行うことが不可能であると判断したため。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長 殿

住 所
地域水田農業推進協議会
会長 【印】

水田等有効活用促進対策事業に係る助成金の請求について

水田等有効活用促進対策事業業務方法書第7条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

記

1 水田等有効活用促進対策事業

請求額： 円

(注) 交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

2 振込先

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿

住 所
愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 【印】

水田等有効活用促進対策事業に係る助成金額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった水田等有効活用促進対策事業に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、水田等有効活用促進対策事業業務方法書第7条第3項に基づき通知する。

記

1 水田等有効活用促進対策事業

(単位：円)

(1) 面積払及び低コスト化に対する取組加算助成

		交 付 額	
		うち国費	
既 交 付 額	合計		
	内 訳	麦	
		大豆	
		飼料作物	
		米粉用米、飼料用米 うち低コスト化に対する取組加算	
今 回 交 付 額	合計		
	内 訳	麦	
		大豆	
		飼料作物	
		米粉用米、飼料用米 うち低コスト化に対する取組加算	

(2) 固定払相当

		交 付 額	
		うち国費	
既 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	
今 回 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
		大豆	

(3) 生産実績に応じた加算助成

	交 付 額	
	うち国費	
既交付額		
今回交付額		

殿

住 所
地域水田農業推進協議会
会長 【印】

水田等有効活用促進対策事業に係る助成金額の通知について

平成 年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書兼交付金申請の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので通知する。

- 1 なお、作付拡大営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。

記

1 水田等有効活用促進対策事業

(単位：円)

	員数	単価	交付額		備 考
				うち国費	
面積払					
内 訳					
麦					
大豆					
飼料作物					
米粉用米・飼料					
用米					
固定払相当					
内 訳					
小麦					
二条大麦					
六条大麦					
はだか麦					
大豆					
生産実績に応じた加算助成					
合計					

- (注) 1 助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き(上段に修正前をカッコ書き、下段に修正後)するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその修正の内容を別葉に記載して添付すること。
- 2 単価調整を実施した場合には、その旨を備考欄に記載するか、又はその旨を別葉に記載して添付すること。
- 3 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとする。

記入上の注意

- 1 助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には、1を記載すること。